

研究活動のための保有個人情報の提供に関する協定書

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「甲」という。）と法務省保護局（以下「乙」という。）は、研究題目「重症精神障害者とその家族の効果的な地域生活支援体制に関する基盤的研究 分担研究課題 医療観察法通院処遇者のモニタリング制度の開発」（以下「本研究」という。）の実施に当たり、乙から提供される保有個人情報に関し、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

1 本研究の目的

本研究は、甲が策定した「国立研究開発法人精神・神経医療研究センター年度計画（令和3年度）」に位置づけられた研究であり、継続的かつ安定的に通院処遇の実態を把握するためのモニタリング方法を提案することを目的としている。

2 保有個人情報の提供及び管理

- (1) 甲は、本研究の遂行のため、乙に対して、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第2項の対象者（以下「対象者」という。）に係る保有個人情報の提供を求めるときは、あらかじめ、提供を求める保有個人情報の範囲及び内容等について、乙に協議を求めるものとする。
- (2) 乙は、甲との協議の結果を踏まえ、本研究に必要かつ相当であると認められる範囲において、甲に対して、乙の保有する個人情報を個人が特定されないように処理し、無償で提供する。
- (3) 甲は、乙から提供された保有個人情報を本研究以外の目的で使用しないものとする。
- (4) 甲は、乙から提供された保有個人情報を甲の有する他の情報と照合しない。
- (5) 甲は、乙の事前の書面による同意なしに、当該保有個人情報を第三者に開示又は提供しないものとする。
- (6) 甲は、乙から提供を受けた当該保有個人情報を、外部に流出、漏えいさせることがないよう、責任を持って管理する。万一、甲の過失等甲の起因により当該保有個人情報の漏えい等があった場合は、甲の責任により、甲において速やかに漏えい等した当該保有個人情報の回収、更なる保有個人情報の漏えい等の防止その他の措置を講じるものとする。また、甲は、当

該漏えい等をしたことにより乙又は対象者に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (7) 当該保有個人情報の使用を停止したとき又は本研究が終了したときは、甲は、その旨を速やかに乙に通知し、当該保有個人情報が記録されている全ての媒体の取扱いについて、乙の指示に従うものとする。

3 研究の成果及び公表

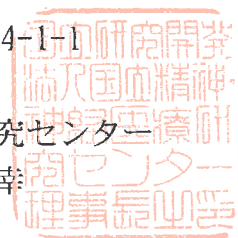
- (1) 当該保有個人情報を用いた研究で得られた成果の帰属については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。
- (2) 甲は、当該保有個人情報を用いた研究で得られた成果を、学会その他の外部に公表するときは、書面により乙へ事前に当該公表内容、時期、方法等について通知し、乙と協議するものとする。

4 その他

- (1) 本協定書に定めのない事項又は本協定書の規定に疑義の生じた事項については、甲乙誠意を以て協議して解決するものとする。
- (2) 本協定書は、本協定書の締結日から令和4年3月31日まで有効とする。ただし、上記3(2)については、本協定書終了後2年間存続するものとする。

令和4年1月17日

甲：東京都小平市小川東町 4-1-1
国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
理事長 中 込 和 幸



乙：東京都千代田区霞が関 1-1-1
法務省保護局
総務課長 押 切 久 遠

